



## I 注意事項

- 1 この届出書は、横浜市健康福祉局生活支援課または 18 区いずれかの区生活支援課に提出して下さい。
- 2 この届出書は、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関等の名称、住所等に変更があった場合は速やかに提出して下さい。
- 3 医療機関の場合は届け出は医療機関ごと、施術者の場合はその施術者のもつ資格ごとに手続きが必要です。

## II 記載要領

- 1 <業務の種類>欄は、いずれかひとつに○をつけて下さい。該当する業務が複数ある場合には、その業務ごとに届出が必要です。
- 2 <医療機関コードまたは指定番号>欄は、医療機関コードまたは本市より送付した「生活保護法による医療扶助担当機関指定書」によって通知した指定番号を記入して下さい。
- 3 <名称(氏名)>欄は、次のように記入して下さい。  
医療機関：厚生局に届け出た正式な名称を記入して下さい。  
施術者・助産師：氏名を記入して下さい。
- 4 <変更事項>欄は、<変更する項目>欄のうち該当するもの全てに○をつけ、<旧>欄に変更前の内容、<新>欄に変更後の内容を記入して下さい。変更する項目の例とその記入内容は次の通りです。  
なお、医療機関コードの変更を伴う場合は変更届ではなく、旧コードの廃止及び新コードでの新規申請の手続きが必要です。  
対象となる項目や記入内容は行っている業務等によって異なりますので、横浜市ホームページに記載されている指定医療機関のしおり、あるいは指定施術者のしおりで確認して下さい。
- 5 <変更年月日>欄は、<変更事項>欄に記載した変更があった日を記入して下さい。
- 6 <委託患者等の措置状況>欄は、変更に伴って患者等に何らかの措置をした場合、もしくは今後何らかの措置をする予定がある場合に、その内容を記入して下さい。
- 7 届出者は施術者の場合は施術者個人、医療機関の場合は開設者となります。医療機関の場合、開設者が法人か個人かで記入する内容が異なりますので次の表を参考に記入してください。

	開設者が法人	開設者が個人
住所	主たる事務所の住所	開設者の自宅の住所
連絡先	主たる事務所の電話番号	開設者の携帯番号 あるいは自宅の電話番号
氏名	法人代表者の役職名と氏名	開設者の氏名